

江田島市農業委員会の委員 (農業委員)募集要項

農業委員会の委員（以下「農業委員」と言います。）の任期満了に伴い、市長の任命制によって、農業委員を募集します。

1 農業委員の募集人数、任期等

- (1) 募集人数
9人
- (2) 任期
市長が任命する日（令和2年11月1日以降）から3年間
- (3) 身分
江田島市の特別職の非常勤職員
- (4) 報酬
月額16,000円

2 活動内容（予定）

- (1) 農地等の利用の最適化に関する指針の策定
- (2) 毎月開催する農業委員会の総会における農地の権利移動、転用の許可等の審議及び意思決定並びにこれらに関連する現地調査
- (3) 担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消並びに新規参入の促進等に伴う現地調査及び指導並びに監視業務等（農地利用最適化推進委員との連携）
- (4) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導
- (5) 研修会等への参加

3 秘密保持義務

業務上知り得た情報は、在職中だけではなく退任後も漏らしてはいけません。

4 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する見識を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方。ただし、次のいずれにも該当する方とします。

- (1) 本市に住所を有する者又は市外に住所を有する者のうち本市の区域内で農業に従事している者若しくは本市の農業に精通している者

- (2) 本市が設置する他の執行機関の委員でない者
- (3) 本市の職員でない者
- (4) 江田島市暴力団排除条例（平成23年江田島市条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でない者

5 募集方法

- (1) 個人による応募
- (2) 法人その他の団体又は個人による推薦

6 推薦の手続

農業委員を推薦しようとする個人又は法人その他の団体は、所定の届出書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、江田島市産業部農林水産課又は各市民センターへ提出してください。（ファックス、電子メール等による届出はできません。）

- (1) 個人が推薦する場合……………様式第1号の届出書に記入
- (2) 法人その他の団体が推薦する場合… 様式第2号の届出書に記入

7 応募の手続

農業委員の募集に応募しようとする方は、所定の届出書に必要事項を記入の上、持参又は郵送により、江田島市産業部農林水産課又は各市民センターへ提出してください。（ファックス、電子メール等による届出はできません。）

- ・様式第3号の届出書に記入

8 推薦・応募の受付期間

- ・令和2年7月1日（水）から令和2年7月31日（金）まで【必着】
- ※届出書を持参される場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

9 募集要項及び届出書の入手方法

募集要項及び届出書は、次の窓口に備え付けています。（募集要項及び届出書の配布は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで）また、江田島市ホームページからもダウンロードできます。

- ・江田島市産業部農林水産課又は江田島市農業委員会事務局（江田島市役所本庁3階）

10 選考方法

書類審査のほか、必要ある場合は面接を実施し、選考します。

11 選考結果の通知

選考結果は、令和2年9月までに、推薦者（個人又は法人・団体）及び応募者へ文書により通知します。
なお、任命は江田島市議会の同意後になります。

12 申込者等に関する情報の公表

受付期間中（7月中）及び受付期間の終了後（8月中）、江田島市ホームページに、届出者等に関する次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人その他の団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格並びに人柄を明らかにする事項
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦を受ける者又は応募する者が認定農業者等又は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項イからヌ（※）までに掲げる者であるか否かの別
- (5) 推薦又は応募の理由
- (6) 推薦をする者が推薦を受ける者を江田島市農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別又は応募する者が江田島市農地利用最適化委員に応募しているか否かの別

13 注意事項

- (1) 提出された届出書は、返却しません。
- (2) 推薦又は応募に係る経費は、すべて推薦者又は応募者の負担となります。
- (3) 届出書に記入された内容に係る確認を行うため、必要に応じて関係機関に対して照会します。

14 届出書の提出先、問い合わせ先

〒737-2297

江田島市大柿町大原505番地
(市役所本庁3階)

【江田島市産業部農林水産課】

電話 0823-43-1642 (直通)

【江田島市農業委員会】

電話 0823-43-1645 (直通)

【能美市民センター】

〒737-2397

江田島市能美町中町4859番地9

電話 0823-40-2777

【江田島市民センター】

〒737-2193

江田島市江田島町中央一丁目1番1号

電話 0823-42-1111

【沖美市民センター】

〒737-2393

江田島市江田島市沖美町畑995番地

電話 0823-48-0211

(※) 農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1号

- イ 認定農業者等であつた者
- ロ 認定農業者の行う耕作又は養畜の事業に従事し、その経営に参画する当該認定農業者の親族
- ハ 認定就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の5第1項に規定する認定就農者をいう。ニ及び第10条第1号において同じ。）である個人。
- ニ 認定就農者である法人の業務を執行する役員又は使用人（当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限および責任を有する者に限る。以下この号において同じ。）
- ホ 農業の担い手に対する経営安定のためこの交付金の交付に関する法律第2条第4項第1号ハに規定する組織の役員
- ヘ 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である個人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる者。
- ト 農業の振興に関する国又は地方公共団体の計画において位置付けられた農業者である法人であつて、当該農業委員会の区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれるものの業務を執行する役員又は使用人。
- チ 農業の経営又は技術について優れた知識及び経験を有し、地域において指導的立場にある者として地方公共団体に認められた農業者
- リ 基本構想（農業経営基盤強化促進法第6条第1項に規定する基本構想をいう。）における効率的かつ安定的な農業経営の指標の水準に達している者（又及び第10条第2号において「基本構想水準到達者」という。）である個人
- ヌ 基本構想水準到達者である法人の業務を執行する役員又は使用人